

令和 6 年度

論文式試験模範答案例

—意匠法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

■意匠法

1. 【問題Ⅰ】について

設問（１）について

- ・ 3条の2、及び9条についての理解を問う。

設問（２）について

- ・ 3条、及び4条についての理解を問う。

2. 【問題Ⅱ】について

設問（１）について

- ・ 意匠権の共有に関する審決取消訴訟の提起についての理解を問う。

設問（２）について

- ・ 意匠権の共有に関する侵害訴訟の提起についての理解を問う。

設問（３）について

- ・ 意匠権の消尽についての理解を問う。

設問（４）について

- ・ 意匠製品の修理・再生・加工における意匠権の消尽についての理解を問う。

■令和6年度 論文式試験 模範答案例（意匠法）

1. 問題 I 設問（1）について

（1）3条の2

法3条の2は、出願に係る意匠が、その出願後に意匠公報に掲載された先願の願書の記載及び願書に添付した図面等に表された意匠の一部と同一又は類似である場合には、意匠登録を受けることができない旨を規定する。

本問では、出願Aは出願Cの先願であり、出願Cに係る意匠ハは部分意匠であるものの、意匠登録を受けようとする部分は展望タワーQのほぼ全体であり、先願Aに係る意匠イの展望タワーPと、出願Cの全体意匠の意匠に係る展望タワーQとの用途及び機能は同一である。また、意匠ハは、展望タワーQのほぼ全体であることから、先願Aに係る意匠イの展望タワーPの一部であると認められ、題意より、先願Aに係る意匠イと出願Cに係る意匠ハとは類似することから、展望タワーQの一部である意匠ハは、先願Aに係る意匠イと類似する（3条の2）。また、出願Cの出願人乙と先願Aの出願人甲とは異なる（3条の2ただし書）。このため、出願Aに係る意匠イの意匠公報が発行されれば、法3条の2の拒絶理由に該当する（17条1号）。

（2）9条1項

法9条1項は、同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があったときには、最先の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨を規定している。

題意より、先願Aに係る意匠イと出願Cに係る意匠ハとは類似する。また、出願Aに係る意匠イの意匠権の設定登録がされている。このため、法9条1項の拒絶理由に該当

<p>する（17条1号）。なお、3条の2、9条1項の両方が適用される場合には、3条の2の規定が優先適用される</p>
<p>（3）3条1項2号及び3号並びに同条2項</p>
<p>題意より、出願Aに係る意匠イの意匠公報の発行は出願C後であることから、3条1項2号及び3号並びに同条2項の拒絶理由には該当しない（17条1号）。</p>
<p>2. 問題Ⅰ設問（2）について</p>
<p>法3条2項は、出願前に当業者が公知の形態に基づいて容易に創作できた意匠は、登録を受けられない旨を規定する。</p>
<p>題意より、意匠ロは展望タワーPの形状を模した置物であることから、意匠ロが物品等の枠を超えた構成の利用・転用と認められる場合には、3条2項の拒絶理由に該当する（17条1号）。なお、出願Bに係る展望タワーPの形状を模した置物の意匠ロと展望タワーPとの用途及び機能は同一又は類似しないことから、3条1項1号または3号の拒絶理由に該当しない。</p>
<p>このため、甲は、4条2項による意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要があることに留意すべきである。具体的には、展望タワーPの公開日より1年以内に出願Bすると共に、出願Bと4条2項の適用を受けたい旨を記載した書面を提出し、出願Bから30日以内に証明書を提出する必要があることに留意すべきである（4条2項）。</p>
<p>3. 問題Ⅱ設問（1）について</p>
<p>甲は、単独で訴訟を提起することができない。</p>
<p>共有に係る意匠登録出願について、出願人の一人が単独で審決取消訴訟を提起すること</p>

<p>ができるか、条文に規定がないため問題となる。ここで審決取消訴訟における判断は、共有者全員の有する一つの権利の成否を決めるものであり、そのため拒絶審決を取り消すか否かは、共有者全員につき合一に確定する必要がある。従って、当該訴訟は固有必要的共同訴訟と解されるため、甲は単独で訴訟を提起することができない（178条2項）。</p>
<p>4. 問題Ⅱ設問（2）について</p>
<p>甲は、単独で差止請求権を行使することができる。</p>
<p>丙は、正当な権原または理由なく、甲及び乙の登録意匠に類似する意匠に係る万年筆を業として製造・販売しており、丙は、甲及び乙の意匠権を侵害しており、甲及び乙は丙に対し、当該意匠権に基づく差止請求権を有する（23条、37条）。</p>
<p>意匠権が共有に係る場合に、各共有者が差止請求権を単独で行使することができるか、条文に規定がないため問題となる。ここで、各共有者は、共有物全体に及ぶ支配権原を有しているのであるから、その持分権に基づいて、保存行為として、甲は、単独で差止請求権を行使できると解される。</p>
<p>5. 問題Ⅱ設問（3）について</p>
<p>乙による行為は、本件意匠権の侵害とならない。</p>
<p>意匠権者等が我が国において登録意匠製品を譲渡した場合、当該製品については、意匠権はその目的を達成したもものとして消尽し、意匠権の効力は、当該製品を譲渡する行為等には及ばないと解される。譲渡等を行う都度、意匠権者の許諾を要するということになれば、市場における商品の自由な流通が阻害され、当該製品の円滑な流通が妨げられて、かえって意匠権者自身の利益を害する結果を来し、意匠法の目的にも反することになり、</p>

<p>また、意匠権者が流通過程において二重に利得を得ることを認める必要性は存在しないからである。従って、構成品の意匠権は消尽されており、乙による行為は、本件意匠権の侵害とならない（23条）。</p>
<p>6. 問題Ⅱ設問（4）について</p>
<p>戊による行為は、本件意匠権の侵害となる。</p>
<p>上記設問（3）の通り、意匠権者等が日本国内で登録意匠製品を譲渡した場合、当該製品について意匠権は消尽し、意匠権の効力は当該製品の実施行為に及ばない。しかしながら、意匠権者等が我が国で譲渡した登録意匠製品につき加工や部材の交換がされて、当該製品と同一性を欠く登録意匠製品が新たに製造されたものと認められるときは、意匠権を行使することが許される。ここで、登録意匠製品の新たな製造に当たるかどうかは、当該製品の属性、登録意匠の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断される。本問の登録意匠製品の万年筆は、「本体に形成されたイルカの形の透明窓から、内部の充填された青いインクによりイルカの形が現れる」という意匠の内容であり、回収した使用済みの甲製品に穴を開け、インクを再充填することにより、登録意匠製品が新たに製造されたものと認められ、甲製品と同一性を欠く。従って、戊による行為は、本件意匠権の侵害となる（23条）。</p>
<p>以上</p>

【TACからお知らせ】

7/3 19:30～ 令和6年度 弁理士論文式試験分析会 実施予定

資格の学校
TAC
弁理士

R6 論文式試験分析会

7.3_{Wed} 19:30～ONLINE

担当: **松宮 一也** 講師

参加受付中▶▶▶



論文試験の合否は、本試験特有の緊張状態の中で、初見の問題に対してどのように対処したかに左右されます。

また短答試験と違い相対評価となるため、他の受験生が「何は書けていて」「何が書けなかったのか」も重要になります。

論文本試験を熟知している松宮一也講師が、この両面から今年の論文本試験を分析します。奮ってご参加ください。

ご予約はこちらのアドレスからどうぞ。

https://www.tac-school.co.jp/kouza_benrishi/sokuhou-r.html

